

お知らせ

広島県側 資料提供：三次記者クラブ
島根県側 資料提供：浜田記者クラブ
江津記者クラブ



令和5年3月24日



江の川水系(上流・下流)渇水対応タイムラインを策定しました ～渇水関係機関が連携し渇水への備えを強化～



江の川渇水調整協議会(以下「協議会」という。)では、渇水への備えとして「江の川水系(上流・下流)渇水タイムライン」の策定に取り組み、令和5年3月9日までに合意が得られたため、令和5年4月1日から運用を開始しますのでお知らせします。

渇水タイムラインでは、江の川の特性や各機関の水利用の実態を踏まえて、各機関が取り得る対策を示しています。

江の川水系(上流)渇水タイムラインでは、「土師ダム・灰塚ダムそれぞれの貯水量」の状況に応じて行う「渇水への対策とその時期」(行動計画)を示し、江の川水系(下流)渇水タイムラインでは、「川本地点」の流量に応じて行う「渇水への対策とその時期」(行動計画)を示しています。

なお、実際の渇水調整や具体的な対応(放流制限・取水制限)は協議会で決定したうえで実施します。

事前に定められた対策を各機関が適切に運用することで、危機的な渇水が発生した際にも被害を最小限にとどめるものと考えています。

※江の川渇水調整協議会の目的

江の川水系の水利用に関する情報連絡を積極的に行い、渇水時には、渇水被害の軽減、防止のため、関係水利権者間の連絡、調整及び広報活動の実施により合理的な水利用の推進を図ることを目的とした協議会です。

※上流と下流の違いについて

江の川渇水調整協議会の幹事会に上流部会(広島県側)と下流部会(島根県側)を設置しています。上流と下流で渇水の状況が異なるため、広島県側を「江の川水系(上流)渇水タイムライン」、島根県側を「江の川水系(下流)渇水タイムライン」としています。

※江の川渇水調整協議会の機関

上流：国土交通省、広島県、広島市水道局、三次市、庄原市、安芸高田市、中国電力株式会社
下流：国土交通省、島根県、江津市、川本町、美郷町、中国電力株式会社、日本製紙株式会社

(問い合わせ先)上流渇水タイムライン

国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所

広島県三次市十日市西六丁目2番1号

TEL:(0824)63-4121 (代表)

副所長(河川担当) さいとう かずまさ
斉藤 一正

【担当】占用調整課長 くわばら まさし
柴原 昌志

(問い合わせ先)下流渇水タイムライン

国土交通省 中国地方整備局

浜田河川国道事務所

島根県浜田市相生町3973

TEL:(0855)22-2480 (代表)

副所長(河川担当) はら けいいちろう
原 啓一朗

【担当】占用調整課長 はまだ けんじ
濱田 建史

江の川水系(上流) 渇水対応タイムライン(4/25~9/20:灰塚ダム・土師ダムのかんがい放流)

土師ダム 貯水量(率)		灰塚ダム 貯水量(率)	渇水の状況	調整の目安	河川管理者 ダム管理者	発電事業者	水道事業者		農業系利水者		
非洪水期 (10/16~ 6/10)	洪水期 (6/11~ 10/15)						管理者としての立場	利水者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場	
1,080万 ³ (30%) ~ 600万 ³ (17%)	1,080万 ³ (100%) ~ 800万 ³ (74%)	970万 ³ (100%) ~ 679万 ³ (70%)	渇水発生前 ↓ 自主節水期 貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	平時	適正な河川管理 ◆河川環境の確認	適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検・整備 ◆施設等の水回りの整備・点検	平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆施設等の水回りの整備・点検	事前行動:情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	平時からの適正な施設処理 ◆施設等の水回りの整備・点検	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の整備・点検	
600万 ³ (17%) ~ 400万 ³ (11%)	800万 ³ (74%) ~ 400万 ³ (37%)	679万 ³ (70%) ~ 485万 ³ (50%)			2週間程度	▼灰塚ダム 679万 ³ 渇水調整協議会開催 ▼灰塚ダム 582万 ³ 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について事前情報共有	適正な河川管理 ◆河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆HPIに渇水情報の掲載	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	情報確認・住民への発信 ◆渇水調整協議会の参加 ◆住民への節水呼びかけ(ホームページ等) ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(適宜)
400万 ³ (11%) ~ 100万 ³ (3%)	400万 ³ (37%) ~ 100万 ³ (9%)	485万 ³ (50%) ~ 97万 ³ (10%)	1ヶ月程度 ↓ 渇水調整期 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況	▼灰塚ダム 485万 ³ 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について協議 ▼灰塚ダム 194万 ³ 渇水調整協議会開催 ※取水制限強化について協議	適正な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆水源の状況監視強化	渇水対策の推進 ◆住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認・対策推進 ◆農業用水<番水等・反復作用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	
100万 ³ (3%) ~ 0万 ³ (0%)	100万 ³ (9%) ~ 0万 ³ (0%)	97万 ³ (10%) ~ 0万 ³ (0%)			2ヶ月程度 ↓ 異常渇水期 貯水率が概ねゼロの状況	▼灰塚ダム 97万 ³ 渇水調整協議会開催 ※取水制限強化について随時協議	適切な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆被害情報等の収集 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化	渇水対策の強化 ◆節水呼びかけ等の強化 ◆渇水調整協議会の参加
					情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	自治体情報の確認・対策 ◆受水団体との渇水調整会議 ◆受水団体へ給水制限要請 ◆受水団体間の水融通の調整	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会の参加 ◆住民への節水の呼びかけ(ホームページ等) ◆渇水に備えた体制整備	渇水対策の強化 ◆利水者間での水融通	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)

注1:このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「ダム貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。

注2:基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

江の川水系(上流) 渇水対応タイムライン(9/21~4/24)

土師ダム 貯水量(率)		灰塚ダム 貯水量(率)	渇水の状況	調整の目安	河川管理者 ダム管理者	発電事業者	水道事業者		農業系利水者	
非洪水期 (10/16~ 6/10)	洪水期 (6/11~ 10/15)						管理者としての立場	利水者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場
1,080万m ³ (30%) ~ 600万m ³ (17%)	1,080万m ³ (100%) ~ 800万m ³ (74%)	970万m ³ (100%) ~ 679万m ³ (70%)	 渇水発生前 平時		適正な河川管理 ◆河川環境の確認	適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検・整備 ◆施設等の水回りの整備・点検	平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆施設等の水回りの整備・点検	事前行動:情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	平時からの適正な施設処理 ◆施設等の水回りの整備・点検	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の整備・点検
					事前行動:情報発信 ◆ダム水位及び河川水位の情報発信	事前行動:情報収集 ◆気象情報の収集	事前行動:情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率など	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の整備・点検	事前行動:情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率など	事前行動:情報収集、対策検討 ◆気象情報、ダム貯水率に注意 ◆自主節水等について検討
600万m ³ (17%) ~ 400万m ³ (11%)	800万m ³ (74%) ~ 400万m ³ (37%)	679万m ³ (70%) ~ 485万m ³ (50%)	 2週間程度 貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	適正な河川管理 ◆河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆HPIに渇水情報の掲載	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	情報確認・住民への発信 ◆渇水調整協議会の参加 ◆住民への節水呼びかけ(ホームページ等) ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(適宜)	自治体情報の確認、対策検討 ◆自主節水強化の検討 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	
					情報発信 ◆ダム水位及び河川水位の情報発信	情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(必要に応じて)	自治体情報の確認 ◆水源の状況監視	自治体情報の確認、対策検討 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認、対策検討 ◆自主節水強化の検討 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)
400万m ³ (11%) ~ 100万m ³ (3%)	400万m ³ (37%) ~ 100万m ³ (9%)	485万m ³ (50%) ~ 97万m ³ (10%)	 1ヶ月程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況	適正な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆水源の状況監視強化	渇水対策の推進 ◆住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認、対策推進 ◆農業用水<番水等・反復作用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	
					情報発信 ◆ダム水位及び河川水位の情報発信	情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(適宜)	渇水対策の推進 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備) ◆住民への節水の呼びかけ(ホームページ等)	渇水対策の推進 ◆住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認、対策推進 ◆農業用水<番水等・反復作用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)
100万m ³ (3%) ~ 0万m ³ (0%)	100万m ³ (9%) ~ 0万m ³ (0%)	97万m ³ (10%) ~ 0万m ³ (0%)	 2ヶ月程度 貯水率が概ねゼロの状況	適切な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆被害情報等の収集 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆発電事業者間での調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化	渇水対策の強化 ◆節水呼びかけ等の強化 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認、対策 ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化	
					情報発信 ◆ダム水位及び河川水位の情報発信	情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認・対策 ◆受水団体との渇水調整会議 ◆受水団体へ給水制限要請 ◆受水団体間の水融通の調整	渇水対策の強化 ◆利水者間での水融通	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	

注1:このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「ダム貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。

注2:基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

江の川水系(下流) 渇水対応タイムライン

川本地点流量	【参考値】尾関山地点流量	渇水の状況	調整の目安※ ■非かんがい期 (11/21～4/24): 21.3m³/s ■かんがい期 (4/25～9/20): 20.2m³/s ■アユ産卵期 (9/21～11/20): 23.2m³/s	河川管理者	水道事業者		農業系利水者	
					管理者としての立場	利水者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場
日平均 26m³/s 以上	日平均 19m³/s 以上	平時 ↓ 渇水発生前		適正な河川管理 ◆流量等の把握 ◆河川環境の確認	平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆施設等の水回りの整備・点検	事前行動: 情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	平時からの適正な施設処理 ◆施設等の水回りの整備・点検	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の整備・点検
				事前行動: 情報発信 ◆河川水位の情報発信	事前行動: 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率など	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の整備・点検	事前行動: 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率など ◆自主節水等について検討	
				住民への水資源の啓発 ◆水資源の有効な利用に関する広報	住民への水資源の啓発 ◆水資源の有効な利用に関する広報	住民への水資源の啓発 ◆水資源の有効な利用に関する広報	事前行動: 情報収集、対策検討 ◆気象情報、ダム貯水率に注意 ◆自主節水等について検討	
日平均 26m³/s ～ 23m³/s	日平均 19m³/s ～ 16m³/s	1週間程度 ↓ 自主節水期 流量が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	▼川本流量26m³/s 渇水調整協議会開催 ▼川本流量24m³/s 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について事前情報共有	適正な河川管理 ◆流量等の把握 ◆河川環境の確認 ◆渇水調整協議会の招集・開催	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報確認・住民への発信 ◆渇水調整協議会の参加 ◆住民への節水呼びかけ(ホームページ等) ◆渇水に備えた体制整備(適宜)	自治体情報の確認・対策検討 ◆自主節水強化の検討 ◆渇水調整協議会等への参加(適宜)
				情報発信 ◆河川水位の情報発信	自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(必要に応じて)	情報確認・住民への発信 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認・対策検討 ◆水源の状況監視	
日平均 23m³/s ～ 5m³/s	日平均 16m³/s ～ 8m³/s	2ヶ月程度 ↓ 渇水調整期 流量の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況	▼川本流量23m³/s 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について情報共有 ▼川本流量10m³/s 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について情報共有	適正な河川管理・情報発信 ◆河川環境への影響調査の実施 ・水理調査、水質調査 ・生物調査、景観調査(河川巡視の強化) ・水量調査(利水者に調査報告を依頼) ◆渇水調整協議会の招集・開催 ◆HPに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆水源の状況監視強化	渇水対策の推進 ◆住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	自治体情報の確認・対策推進 ◆農業用水<番水等・反復作用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ◆渇水調整協議会等への参加(適宜)
					自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(適宜)			
					渇水対策の推進 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)			
日平均 5m³/s ～ 0m³/s	日平均 8m³/s ～ 0m³/s	2.5ヶ月程度 ↓ 異常渇水期 流量が概ねゼロの状況	▼川本流量5m³/s 渇水調整協議会開催 ※取水制限実施について随時情報共有 (※目安となる川本地点流量は、河川整備基本方針検討時(平成19年)の河道状況の流量)	適切な河川管理・情報発信 ◆河川環境への影響調査の継続 ◆被害情報等の収集 ◆HPに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報 記者発表 ◆渇水調整協議会の招集・開催	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化	渇水対策の強化 ◆節水呼びかけ等の強化 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認・対策 ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化
					自治体情報の確認・対策 ◆受水団体との渇水調整会議 ◆受水団体へ給水制限要請			
					渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備	渇水対策の強化 ◆利水者間での水融通	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会等への参加(適宜)	

注1: 江の川水道用水供給事業及び江の川工業用水道事業については八戸ダムの放流です。

注2: 工業用水の利水者は、水道事業者の利水者としての立場を参照してください。

注3: このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「河川流量」に応じて想定される対策、行動を示したものです。

注4: 基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。